

## 特定商取引に関する法律改正

### ★ 貴金属等の買い取り業者の規制が強化されました。

自宅に訪問し貴金属等を買い取るいわゆる「押し買い」による被害が全国的に多発しており、今回の法律改正（平成25年2月21日施行）で、これを「訪問購入」として業者の訪問や勧誘に厳しい条件を付け、消費者の保護に取り組んでいます。

「訪問購入」を行う際に業者が守らなければならないこと・・・

#### ① 飛び込みの勧誘は禁止

自分から連絡を取り、「貴金属等を売りたいから来てほしい。」と言って業者を呼ばない限り、買い取り業者が各家庭を訪問して勧誘することは禁止されました。

#### ② 勧誘に先立ち、氏名、業者名、勧誘する物品の種類などを明示する義務

#### ③ 再勧誘の禁止

一度断った消費者に対し、再度勧誘することは禁止されています。

#### ④ 商品の価値等を偽ったり、契約に関する重要な事項を言わなかつたりすることの禁止

#### ⑤ 契約書面の交付義務

業者は、物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ等の事項が記載された書面を交付する義務があります。

#### ⑥ クーリング・オフの適用

消費者は、契約書面が交付された日から8日以内であれば、無条件で契約の解除（クーリング・オフ）ができます。また、その間は売った物を手元に置いておくができるので、売った後に後悔しないように、すぐ業者に渡さないことも一つの方法です。



### ★ 詐欺にご注意ください！

オレオレ詐欺や架空請求詐欺に代表される「振り込め詐欺」が、最近また増加傾向にあり被害が拡大しています。その手口も年々巧妙化し、劇場型と呼ばれる数名が連携してたまらず手口や、パンフレットを送りつけて、その後電話で勧誘する手口もあります。

◆最近、町内でも以下の詐欺行為が続発しています。

- ◎融資補償金詐欺
- ◎出資金詐欺
- ◎換金詐欺（スターダンポンド）

\*怪しい連絡があった場合は、被害がなくても情報提供をお待ちしています。

役場 住民課 住民環境係（☎82-2131）

### ★ 北海道消費生活モニターの募集

北海道では、消費生活の安定と向上のためにモニターを募集しています。

◇資格 町内に居住する20歳以上の方

◇モニターの仕事

- ・商店等における価格調査（毎月）
- ・調査、アンケート等への回答 等

◇期間 平成25年4月1日から1年間

◇報酬 年間21,600円

◇申込 興部町役場住民課まで

☎82-2131（内線234）

◇締切 3月7日（木）